

(4) 川崎市総合事業について

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業

「☞」は川崎市の介護予防・日常生活支援総合事業のホームページの該当箇所や参考資料を指しています。

1. 平成30年10月実施総合事業における単価改定について

9月に実施の説明会（訪問型）及び市ホームページ等でお知らせしたとおり、本市の総合事業における新たな加算や単位数については、「国が定める単価」の状況を踏まえ、平成30年10月分から改定を施行しました。

改定内容を反映した次の資料等について川崎市ホームページに掲載しています。

- (1) 請求事務の手引き及び訪問型サービス算定例
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業の案内
- (3) 平成30年10月以降の単価改定内容
- (4) 川崎市総合事業サービスコード単位数表マスタ

川崎市
KAWASAKI CITY

現在位置: [トップページ](#) [暮らし手続き](#) [福祉・介護](#) [高齢者・介護保険](#) [介護保険制度](#) [事業者入口](#)
介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業

- [業務実施マニュアル・請求事務の手引き](#) ← (1)
- [Q&A](#)
- [市民向けリーフレット](#) ← (2)
- [説明会・通知](#) ← (3)
- [サービスコード表・単位数マスタ](#) ← (4)
- [総合事業取り下げ依頼](#)
- [事業者指定手続き](#)
- [川崎市総合事業事業者リスト](#)
- [介護予防訪問サービス\(生活援助特化型\)従事者養成研修](#)
- [地域包括支援センター等関係様式](#)
- [要綱・要綱の解釈について・指定基準について](#)
- [【参考】厚生労働省関連ホームページ \(外部リンク\)](#)

< U R L > <http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-0-0-0-0-0.html>

2. 通所型サービスの改定事項及びよくあるお問い合わせ

★改定事項（市ホームページ掲載資料抜粋）

1 介護予防通所サービス

(1) 生活機能向上連携加算の創設

- 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画書等を作成することを評価する。

生活機能向上連携加算 200 単位／月（新設）

※運動器機能向上加算を算定している場合は 100 単位／月

→当該加算を算定する場合は、事前に加算届の提出が必要です。

（平成 30 年 3 月実施の報酬改定説明会の資料には、介護給付における通所介護及び地域密着型通所介護について当該加算の届出があった場合には、介護予防通所サービスの加算届出があったものをみなす規定を設ける予定と記載しましたが、当該運用は実施しませんので、御注意ください。）

A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算1	リ 生活機能向上連携加算	※ひと月につき、左記いずれかひとつのコードを使用(いずれを選択しても可)	200	1月につき
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/21				
A6	4022	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/31				
A6	4032	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/41				
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算2		運動器機能向上連携加算を算定している場合 ※ひと月につき、左記いずれかひとつのコードを使用(いずれを選択しても可)	100	1月につき
A6	4013	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/22				
A6	4023	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/32				
A6	4033	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/42				

(2) 栄養改善の取組の推進

- 栄養改善加算について、管理栄養士 1 名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。具体的には、当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を 1 名以上確保していること。

< 現行 >

栄養改善加算 150 単位／月

⇒

< 改定後 >

変更なし

（サービスコード現行と同様）

- 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメントの実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。具体的には、サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中 6 か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定する。

< 現行 >

なし

⇒

< 改定後 >

栄養スクリーニング加算 5 単位／回（新設）

※6月に1回を限度とする。

(給付率 90%)

A7	1829	栄養スクリーニング加算(90)	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	5	1回につき	1月の中で1回まで
----	------	-----------------	-----------------------	---	-------	-----------

(給付率 80%)

A7	1830	栄養スクリーニング加算(90)	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	5	1回につき	1月の中で1回まで
----	------	-----------------	-----------------------	---	-------	-----------

(給付率 70%)

A7	1393	栄養スクリーニング加算(70)	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	5	1回につき	1月の中で1回まで
----	------	-----------------	-----------------------	---	-------	-----------

(3) 介護職員処遇改善加算について

- 現行において「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の要件を満たした場合」に算定可能としているが、介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の要件を満たした場合についても算定可能とする。

★よくあるお問い合わせ

(川崎市総合事業 Q & A 6 . 通所型サービス関係抜粋)

問6-4 総合事業の通所型サービスについては、1回あたりのサービス単位が新設されるとあるが、当初、月4回を計画していたものの、月途中で状況が変化して月2回サービス提供となった場合の取扱いはどのようにすればよいか。

状況変化に応じて、提供回数を適宜、変更することとなります。なお、その際、報酬算定については、介護予防通所介護同様、月の途中で変更する必要はありません。

ただし、『該当する月にサービス利用実績がなかった場合』は、その月の報酬算定を行うことはできません。

なお、状況の変化が著しい場合については、翌月以降のケアプランの見直しを検討することとなります。

問6-5 総合事業の通所型サービスについては、1回あたりのサービス単位が新設されるとあるが、当初、月4回を計画していたものの、本人の都合等で月2回サービス提供となった場合の取扱いはどのようにすればよいか。

本人の都合により、サービス提供ができなかった場合でも報酬算定については介護予防通所介護同様、月の途中で変更する必要はありません。

ただし、『該当する月にサービス利用実績がなかった場合』は、その月の報酬算定を行うことはできません。

【通所型算定のポイント】

- ・報酬は、原則として「介護予防サービス・支援計画」に設定された回数で算定します。入院、通院、葬祭等についても本人都合になりますので、報酬算定について変更する必要はありません。
- ・当該月にショートステイを利用する場合は、該当期間を除いて「介護予防サービス・支援計画」に設定された回数で算定します。
月額報酬の計画で、ショートステイ該当期間を除いた後も「介護予防サービス・支援計画」に設定された回数が月額報酬に該当する場合は、ショートステイ該当期間を除いた日割り算定となります。
(月額報酬に該当しない場合は、回数算定となります。)
- ・すべての場合において、該当する月にサービス利用実績がなかった場合は、報酬算定を行うことはできません。

3. 介護予防短時間通所サービス（A7）について

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い川崎市独自サービスである『介護予防短時間通所サービス(A7)』の平成30年度版チラシを作成しました。

☞介護予防短時間通所サービスの指定手続きに係る詳細については、川崎市総合事業専用ナビダイヤル（0570-040-114）までお問い合わせいただくか、川崎市総合事業ホームページをご覧ください。

< U R L > <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000074854.html>

【介護予防短時間通所サービス案内チラシ（平成30年度版）】

The image shows two brochures for the '介護予防短時間通所サービス' (Short-time community-based care service).
 The left brochure is the main service introduction. It features the title '介護予防 短時間通所サービス' (Short-time community-based care service) and lists activities like walking, stretching, and Tai Chi. It also includes the contact number 0570-040-114 and the Kawasaki City logo.
 The right brochure is titled '実施事業所' (Implementation facilities) and lists 10 participating facilities with their names, addresses, and phone numbers. The facilities include '川崎特別養護老人ホーム 長沢生活の里', 'あずかばほか 福祉センター 千代ヶ丘', 'かわさき スイミングクラブ', 'Dr. KAWASAKI', '心療健闘倶楽部 さあらい明苑', 'ケアフルクラブ 野々原', and 'お神志の介護福祉推進会'. It also includes the Kawasaki City logo and the contact number 0570-040-114.

4. 訪問型サービスの主な改定事項及びよくあるお問い合わせ

★主な改定事項

＜厚生労働省事務連絡（介護保険事務処理システム変更に係る参考資料から抜粋）＞

種類	種類名	内容	種類	種類名	内容
A 2	訪問型サービス (独自)	市町村が単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする	A 3	訪問型サービス (独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率（本市では保険給付に準じます）

サービス種別コードの変更に伴うポイント



ポイント①

負担割合ごとにサービスコードを設定。



ポイント②

基本コードについて、『1週あたり』のコードのみとします。
(月額報酬・日割りによるコードを廃止)



ポイント③

介護職員処遇改善加算について、次のとおり変更となります。

1. 固定単価を設定。
2. 「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」帳票が出力されなくなります。
3. 介護職員処遇改善加算ⅠからⅢまでが同一の単価となります。



現在位置: [トップページ](#) > [くらし手続き](#) > [福祉・介護](#) > [高齢者・介護保険](#) > [介護保険制度](#) > [事業者入口](#) > [介護予防・日常生活支援総合事業](#) > [サービスコード表・単位数マスタ](#)

サービスコード表・単位数マスタ

[Twitterへのリンクは別ウィンドウで開きます](#)

[Twitter](#)

2018年9月28日

■川崎市版 総合事業サービスコード表・単位数表マスタ

▶ ◆平成30年10月版川崎市総合事業サービスコード表・単位数表マスタ◆

平成30年10月川崎市総合事業報酬改定の対応版となります。

川崎市総合事業サービスコード表(平成30年10月版)

・ サービスコード表(PDF形式, 283.40KB)

平成30年10月版の単位数表マスタをご活用ください。

川崎市 平成30年10月版 総合事業単位数表マスタ(CSVファイル)

- ・ 川崎区(平成30年10月版)(CSV形式, 62.57KB)
- ・ 幸区(平成30年10月版)(CSV形式, 62.57KB)
- ・ 中原区(平成30年10月版)(CSV形式, 62.57KB)
- ・ 高津区(平成30年10月版)(CSV形式, 62.57KB)
- ・ 宮前区(平成30年10月版)(CSV形式, 62.57KB)
- ・ 多摩区(平成30年10月版)(CSV形式, 62.57KB)
- ・ 麻生区(平成30年10月版)(CSV形式, 62.57KB)

★よくあるお問い合わせ

問5-13 総合事業の訪問型サービスについては、1週あたりのサービス単位が新設されるとのことだが、月途中からのサービス開始、月途中でのサービス終了の場合の取扱いはどうなるのか。

【平成30年10月3日】

~~契約開始日が属する週及び契約解除となる日が属する週の算定は日割り計算を行います。~~

契約開始日以降のサービス提供（計画）及び契約解除日までのサービス提供（計画）に基づき算定を行います。

※ 詳細は、川崎市のホームページに掲載している「訪問型サービス算定例(A3)」を参照ください。

例③：毎週月・水曜日60分以下（介護予防型）で週の途中（12日）に契約した算定方法

日	月	火	水	木	金	土	算定方法
10	11	12 契約日	13 計画60分 実績60分	14	15	16	①A3 1111(1週60分以内) 233×1回(1週分)=233単位
17	18 計画60分 実績60分	19	20 計画60分 実績60分	21	22	23	②A3 1211(1週60分超120分以内) 466×2回(2週分)=932単位
24	25 計画60分 実績60分	26	27 計画60分 実績60分	28	29	30	①+②=1,165単位

週の途中からの契約であっても、契約日以降のサービス提供（計画）に基づき算定。

例④：毎週日・水曜日60分超120分以下（介護予防型）でショートステイを利用する場合の算定方法

日	月	火	水	木	金	土	算定方法
10 計画60分 実績60分	11	12	13 計画60分 実績60分	14 ショート ステイ	15 ショート ステイ	16 ショート ステイ	①A3 1211(1週60分超120分以下) 466×2回(2週分)=932単位
17 計画60分 ショート ステイ	18	19	20 計画60分 実績60分	21	22	23	①=932単位

当該週についてサービス提供実績があるため計画通り算定。

問5-14 ひと月に現行相当サービス (A3) と基準緩和サービス (A3) との組み合わせによる提供は可能か。

【平成30年10月3日】

同一事業所であれば、『週単位』で現行相当サービスと基準緩和サービスを組み合わせた介護予防訪問サービス計画（従来の介護予防訪問介護計画）にもとづき、提供を行うことは可能です。

従前相当サービス (A3) と基準緩和サービス (A3) それぞれ異なる事業所で組み合わせることはできません。

※ 詳細は、川崎市のホームページに掲載している「訪問型サービス算定例 (A3)」を参照ください。

例②：毎週月曜日60分以下（介護予防型）
隔週金曜日30分以下（生活援助特化型）の算定方法

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 計画60分 実績60分	5	6	7	8 計画30分 実績30分	9
10	11 計画60分 実績60分	12	13	14	15	16
17	18 計画60分 実績60分	19	20	21	22 計画30分 実績30分	23
24	25 計画60分 実績60分	26	27	28	29	30

算定方法

①A3_1111(1週60分以下)
233×2回(2週分)=466単位

②A3_1221(1週60分超120分以下)
396×2回(2週分)=792単位

①+②=1,258単位

同週で「介護予防型」と「生活援助特化型」を組み合わせた場合のサービスコードを使用

問5-18 暮らサポ研修修了者を雇用し、「週単位」で従前相当サービス (A3) と基準緩和サービス (A3) を組み合わせる場合、契約書は別々に取り交わす必要があるのか。

【平成30年10月3日】

介護予防訪問サービス (A3) において、暮らサポによるサービス提供を従前相当サービスと組み合わせる場合においても、契約書はそれぞれ別に取り交わす必要はありません。

参考に、重要事項説明書に明記される料金表の例を記載しますので、利用者への説明時にご活用ください。

(1割負担の例)

要支援等 状態区分	1週あたりの 利用時間	利用料		
		介護予防型	生活援助特化型	併用型
要支援2	1週120分超	824円×週数	576円×週数	700円×週数
要支援2 要支援1	1週60分超 120分以下	519円×週数	363円×週数	441円×週数
事業対象者	1週60分以下	259円×週数	182円×週数	221円×週数

注サービス提供者の資格によって、利用料「介護予防型」か「生活援助特化型」か若しくは「併用型」かのいずれかの区分となります。

(川崎市総合事業Q&A 5. 訪問型サービス関係抜粋)

(川崎市総合事業9月13日説明会資料抜粋)

★訪問型サービス（A3:介護予防訪問サービス）算定例

訪問型サービス（A3）算定例

- P1 『介護予防訪問介護』との変更点
- P5 介護予防訪問サービス（介護予防型）＜従前相当サービス＞算定例
- P10 介護予防訪問サービス（生活援助特化型）＜基準緩和サービス＞算定例
- P15 介護予防型（従前相当サービス）と生活援助特化型（基準緩和サービス）を組み合わせた場合の算定例
- P17 週の途中の変更事由があった場合の算定例
- P21 訪問型サービス Q&A 抜粋

業務実施マニュアル・請求事務の手引き

ライターへのリンクは別ウィンドウで開きます! 2018年10月9日

業務実施マニュアル

- 1.川崎市総合事業 業務実施マニュアル(PDF形式、4.12MB)
!! 資料は91枚ありますので、両面印刷をおすすめします!!
- 2.平成28年2月説明会からの追加記載について(PDF形式、29.62KB)

請求事務の手引き

- 1.川崎市総合事業 請求事務の手引き(PDF形式、4.43MB)
- 2.訪問型サービス(A3:介護予防訪問サービス)算定例(PDF形式、245.76KB)
- 2-1.訪問型サービス(A2:介護予防訪問サービス)算定例(PDF形式、217.59KB)
※平成30年10月提供分以降は「2.訪問型サービス(A3:介護予防訪問サービス)算定例」をご確認ください。
- 2-2.訪問型サービス(A2:介護予防訪問サービス)算定例カレンダー(PDF形式、1010.79KB)
※平成30年10月提供分以降は「2.訪問型サービス(A3:介護予防訪問サービス)算定例」をご確認ください。
- 3.通所型サービス(A6:介護予防通所サービス)算定例(PDF形式、188.46KB)
- 4.通所型サービス(A7:介護予防短時間通所サービス)算定例(PDF形式、101.56KB)

川崎市総合事業サービスコード表（平成30年10月版）
サービスコード単位数表マスタ（csv ファイル）は、
別途、川崎市のホームページに掲載しております。
また、ホームページに掲載のQ&A もご利用ください。

10月の単価改正に伴い算定例を改定しました。過去の算定例についても掲載してありますので、月遅れ請求等でご不明な点がございましたらご利用ください。

5. かわさき暮らしサポーターの状況について

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、生活援助特化型の従事者になれる新たな資格『かわさき暮らしサポーター』を設定し、平成30年5月現在で10法人が研修機関となっています。

☞ 研修機関の指定手続きに係る詳細については、川崎市総合事業専用ナビダイヤル（0570-040-114）までお問い合わせいただくか、川崎市総合事業ホームページをご覧ください。

<URL>

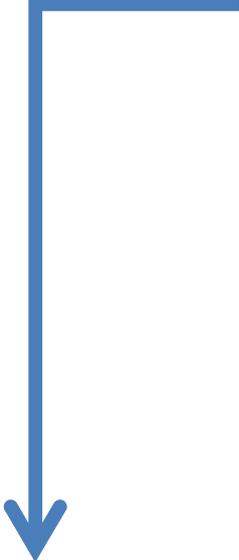
<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-11-0-0-0-0.html>

6. 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業お問い合わせ先等

- ◆ 川崎市総合事業に関するお問い合わせ先 **0570-040-114**
- ◆ 受付時間 8:30～17:15 月～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）

『川崎市トップページ』⇒『くらし・手続き』⇒『福祉・介護』⇒『高齢者・介護保険』⇒『介護保険制度』⇒『事業者入口』⇒『介護予防・日常生活支援総合事業』

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-0-0-0-0-0.html>



川崎市
KAWASAKI CITY

現在位置: [トップページ](#) [くらし・手続き](#) [福祉・介護](#) [高齢者・介護保険](#) [介護保険制度](#) [事業者入口](#)
[介護予防・日常生活支援総合事業](#)

介護予防・日常生活支援総合事業

[業務実施マニュアル・請求事務の手引き](#)

Q&A

[市民向けリーフレット](#)

[説明会・通知](#)

[サービスコード表・単位数マスタ](#)

[総合事業取り下げ依頼](#)

[事業者指定手続き](#)

[川崎市総合事業事業者リスト](#)

[かわさき暮らしサポーター養成研修](#)

[地域包括支援センター等関係様式](#)

[要綱・要綱の解釈について・指定基準について](#)

【参考】厚生労働省関連ホームページ [外部リンク](#)

[川崎市総合事業コールセンターについて](#)

Q&A

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート

2017年10月25日

FAX質問票

 [FAX質問票\(DOC形式, 49.50KB\)](#)

質問は必ずFAXでお願いいたします。

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

よくある問い合わせ

-  [0.表紙\(PDF形式, 24.80KB\)](#)
-  [1.新たな対象者区分「事業者」関係【平成28年6月20日更新版】\(PDF形式, 72.42KB\)](#)
-  [2.契約書・定款・運営規程関係\(サービス提供事業者\)【平成28年12月20日更新版】\(PDF形式, 44.59KB\)](#)
-  [3.事業者指定手続き関係【平成29年5月31日更新版】\(PDF形式, 50.25KB\)](#)
-  [4.介護予防ケアマネジメント事務関係【29年5月31日更新版】\(PDF形式, 133.18KB\)](#)
-  [4-1.介護予防ケアマネジメントC関係【29年10月25日更新版】\(PDF形式, 89.87KB\)](#)
-  [5.訪問型サービス関係【平成29年5月31日更新版】\(PDF形式, 107.07KB\)](#)
-  [6.通所型サービス関係【平成29年10月3日更新版】\(PDF形式, 118.46KB\)](#)
-  [7.その他事項【平成28年3月22日更新版】\(PDF形式, 40.84KB\)](#)